

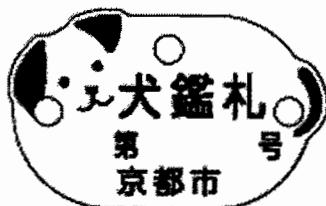
京都市告示第 479 号

京都市狂犬病予防法施行細則第 3 条に基づき、鑑札の様式を、同第 7 条に基づき、注射済票の様式を次のとおり定めます。

平成 21 年 2 月 27 日

京都市長 門川 大作

(鑑札)



備考(1) 耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪その他その犬が着用するものに付着させることができるものであること。

(2) 「犬鑑札」の文字については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本工業規格 Z8305 に規定する 12 ポイント以上の大きさの文字を用いること。

(注射済票)



備考(1) 耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪その他その犬が着用するものに付着させることができるものであること。

(2) 「注射済」の文字については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字を用いること。

(3) 色は、平成 21 年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあっては青、平成 22 年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあっては黄、平成 23 年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあっては赤とし、その後は順次これを繰り返したものであること。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)